

報告事項No. 2

市議会請願・陳情審査状況について

市議会に提出された請願・陳情の審査状況

陳情 第164号	学校における「黙食」の緩和を求める陳情	令和4年12月28日 提出 令和5年2月28日 付託 令和5年3月13日 審査
審査の結果 : 継続審査		
陳情 第165号	別居家庭における児童虐待等を防止するための教育現場対策に関する陳情	令和4年12月28日 提出 令和5年2月28日 付託 令和5年3月13日 審査
審査の結果 : 不採択		
陳情 第169号	市立学校で長年にわたり正規職員同様に働き続けている「非正規学校事務職員」(臨時的任用職員)の無期雇用転換を求める陳情	令和5年2月13日 提出 令和5年2月28日 付託 令和5年3月13日 審査
審査の結果 : 不採択		
請願 第46号	学校給食費の無料化を求める請願	令和5年2月16日 提出 令和5年2月28日 付託 令和5年3月13日 審査
審査の結果 : 不採択		

陳情第164号

令和4年12月28日

川崎市議会議長 橋本 勝 様

麻生区在住者

学校における「黙食」の緩和を求める陳情

陳情の趣旨

新型コロナウイルス感染症が日本でも問題になってから、間もなく3年がたとうとしています。欧米各国では脱感染症対策にかじを切り、ようやく日本でも保健所の全数把握は簡略化され、療養期間や待機期間が短縮されるなど、規制緩和へ動いている状況です。また今年は特に、全国各地でも様々なお祭りやイベントが開催され、10月からは全国旅行支援も始まるなど活気が戻り始めました。多くの飲食店では、複数人集まり、素顔で楽しく食事やお酒を交わすなど、コロナ禍以前のようなにぎわいも見られます。このように、大人の社会では「リスクはゼロにはならない」と基準を緩め、対応を変えています。

ところが、今もなお厳しい感染症対策を求められているのが子どもたちの学校生活です。中でも、多くの学校や保育園・幼稚園等では感染症対策として、給食時には黙って前を向いたまま一人で食べる「黙食」が取り入れられており、本来なら友達と共に楽しく味わう「食育」としての機会が失われている状況です。黙食が取り入れられるようになってから、およそ9割の児童・生徒が給食時間に楽しさを感じられず、コロナ禍以前と比べて残飯の量が大幅に増えたという給食センターからの報告もあります（2021年（令和3年）中京テレビ報道）。

文部科学省が出している、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～には、「黙食」を必須とする文言は記載されていません。給食等の食事に関する説明部分においては、会話禁止はもとより、会話を控えるとは記載されておりません。また、永岡文部科

学相は、11月8日の閣議後記者会見で「必ず黙食することを求めているわけではない。」と述べ、適切な感染対策を取れば、給食時に会話ができるとの考えを示しました。

学校における給食は単に栄養をとるだけのものではありません。友達と楽しく味わう給食時間は、「食育」として、子どもたちの情緒を育み、健やかな育ちを支える重要な機能を担っています。文部科学省も、食育において「みんなで楽しく食べる」という点を強く推奨しています。

現在は、感染症対策として子どもたちのマスク着用が常態化しています。大切な発育・発達期に十分な酸素を得ることができず、低酸素症状による頭痛や体調不良等の肉体的なストレスを抱える子どもが多くいます。肉体的、身体的なストレスに加え、黙食による精神的なストレスまでも子どもたちに抱えさせることは、子どもたちの健全で健康的な成長に影を落とす懸念につながります。正しい感染症対策をしつつも、「子どもの最善の利益」を考慮する必要があると考えます。

社会的な規制緩和とのバランスを鑑み、給食の本来の姿である「食育」としての給食時間が確保されるよう、「黙食」の緩和を検討するようお願いいたします。

陳情事項

多くの学校等の中で行われている給食時間の「黙食」を緩和し、先生や友達と互いの顔を見ながら共に楽しく味わうことができる「食育」の場になるよう見直しをしてください。

陳情第165号

令和4年12月28日

川崎市議会議長 橋本 勝 様

幸区在住者

別居家庭における児童虐待等を防止するための教育現場対策に関する陳情

陳情の要旨

婚姻中における共同養育を目指すため、双方の親から教育から分離されないような教育機関の運用を求めます。また、親子の居住が自治体間を超えても学校教育法第24条による養育がなされるような情報連携も行ってほしいと願います。

陳情の理由

子どもにとって、両親からの愛情は必要不可欠にもかかわらず、不当に子を連れ去った親の自己都合による親子断絶による児童虐待が後を絶ちません。子どもの健全な育成が役割である学校にとっても、子どもの福祉を考えていない親子の断絶は、子どもたちの心身を不安定にさせ、学校生活に悪影響を与え、子どもたちがいじめに遭うことや、学力低下、不登校、自殺といったリスクを伴うことを懸念いたします。

学校教育法第24条に基づき、別居親は、同居親の意思によって妨げられずに子どもを見守ることができる環境に配慮すべきところですが、片方の親によって住民票が一方的に変えられるのであれば、教育機関としては親権者(保護者)を適確に把握する仕組みはありません。親権者である別居親に対して親子関係を断絶することは好ましくありません。しかしながら、学校や保育所といった教育・行政の教育機関は、根拠のない裁量によって監護親のみに目を向け、別居親と同居親の対応の差があるのが現状です。真に教育機関の裁量とは、子の

福祉に沿う形になるように、個々の事情をヒアリングしてから判断がなされるという過程が必要だと考えます。

また、親子の居住地域については、自治体間を超えてしまうと、縦割りの連携になってしまっているがゆえに、行政連絡が滞っています。

民法第766条においては、子どもが両親から最大限の愛情を享受できるようにする共同養育の規定もされています。婚姻中であれば共同親権であり、夫婦が協力して、学校と子どもの成長を育むことが義務です。

こうした現状の問題点を鑑み、学校の家庭への対応については、親子不分離の原則及び共同養育・共同親権といった明確な指導がされ、学校に理解と行動を求めることが急務と考えます。現状では、一方の親による不当な子の連れ去りによる親子断絶が、片親疎外のため子どもへの児童虐待及び人権侵害となっており、子どもは、両親からの愛情を享受できず、自信喪失から他人との人間関係がうまくいかず、自己肯定感の低下につながる可能性があります。これを予防するためには、子どもの健全な成長を支えるためにも自然的な親子のつながりが安定的であるような公的機関として機能すべきだと感じます。つきましては、次の要望項目について本市におけるより良い行政運用となるように、陳情いたします。

- 1 緊急連絡先の登録
- 2 授業参観・運動会等の学校行事の参加
- 3 保護者会等の先生との意見交換の参加
- 4 通知表や日常の配付物の閲覧及び受理
- 5 親子と先生（担当クラス）との面談
- 6 教職員への共同養育についての研修
- 7 1～5については要すれば他自治体との情報連携

陳情第169号

令和5年 2月13日

川崎市議会議長 橋本 勝 様

中原区
学校事務職員労働組合神奈川
川崎支部 支部長

市立学校で長年にわたり正規職員同様に働き続けている「非正規
学校事務職員」（臨時的任用職員）の無期雇用転換を求める陳情

陳情の要旨

川崎市立小・中・特別支援学校で長年にわたり正規職員同様に働き続けている「非正規学校事務職員」（臨時的任用職員）について、無期雇用への転換を実現するよう陳情いたします。

陳情の理由

近年、公立学校における長時間労働や病気休職・退職者の増加、教員志望者の減少、「教員不足」等による教職員未充足といった問題が明らかになっています。こうした中、学校で働く「臨時的任用職員」の存在にも注目が集まっています。

臨時的任用職員は、「フルタイム勤務」で「任用（雇用）期間の定めのある」公務員のことです。有期雇用ではありますが、「常勤職員（いわゆる正規職員）が行うべき業務に従事する」職員と位置付けられており、補助業務ではなく無期雇用の職員と同じ業務を担います。

この臨時的任用職員が行政機関全体の中で飛び抜けて多く働いているのが学校です。正規職員で定数を埋めきれない「欠員」や、産休・育休・病気休職・中途退職等で正規職員が欠けた際に、補充や代替として任用されています。教員（教育職）だけではなく学校事務職においても「臨時学校事務職員」という名

称で、多数が任用されています。

「学校事務職員」は教職員の一員として学校に勤務し、教職員の給与・旅費（出張経費）・人事・福利厚生に関する事務や学校運営に関する公費予算管理と物品調達事務、既存物品・施設の管理・修繕事務を始めとして、学校における総務・経理・庶務事務全般に当たる職員です。ほとんどの学校で1人ないし2人配置ですが、それでいて多岐にわたる業務を一手に担っています。「臨時学校事務職員」ももちろん同様で、配属によってはその学校でたった一人の事務職員として、幅広くかつ重要な業務を担い、本市の学校運営、公教育を支えています。

しかし、有期雇用であるため雇用不安、生活不安が付きまといまいます。任用（雇用）期間が最長で1年と定められているため、当事者は取り分け12月から3月頃に掛けて毎年、翌年度の任用があるか、なかった場合生活はどうするのか、不安にさいなまれています。

採用試験を受験し正規採用を目指す臨時的任用職員もいますが、学校事務職の採用試験受験資格は29歳までで、これを超えた非正規学校事務職員には正規採用への道さえ開かれていないということになります。

本市には、毎年度の繰り返し任用によって既に10年以上勤続している臨時学校事務職員が何人もいます。蓄積された経験と発揮してきた業務遂行、そして長年学校運営を支えてきたその能力・意欲は、重ねてきた年数により既に十分に実証済みであり、本来は有期雇用の繰り返しではなく、希望に応じて正規採用すべきです。

民間職場では労働契約法により、有期雇用労働者の雇用期間が5年を超えた場合に、本人が申し込めば無期雇用に転換しなければならないと定められています。同法は公務員は適用除外とされていますが、有期雇用の広がりや固定化による雇用の不安定化は、当事者の社会生活に困難を生じさせることはもちろんのこと、社会全体の雇用環境の切下げ、消費抑制による国内経済の冷え込み、結婚生活や子育てに対する経済的不安に起因する少子化の進行等も招くもので、社会的にも大きな問題です。有期雇用が広がり固定化することによる、当事者の困難と社会への影響について、民間も公務も違いはありません。

非正規学校事務職員の多くは同時に「川崎市民」でもあります。

私たち正規・非正規の学校事務職員は一体となって、本件の実現について陳情いたします。

請願第 46号

令和5年 2月16日

川崎市議会議長 橋本 勝 様

多摩区在住者

ほか 2,014名

学校給食費の無料化を求める請願

請願の趣旨

日本国憲法は、第26条で「義務教育は、これを無償とする」と定めています。

ところが、実際に無償化されているのは授業料と教科書代に限られており、義務教育期の子どもがいる家庭の経済的負担は大きいものがあります。重い負担となっているものの1つが、学校給食費です。さらに、ドリルなどの副教材や体操服、ジャージ、標準服など様々な負担が重なります。保護者の教育費負担を軽減することが必要です。

学校給食は単なる食事の提供ではなく、食の教育（食育）として実施されています。

全ての子どもが、給食費の心配なく平等に給食を食べ、食の教育を受けられるようにするためにも、学校給食費の無料化を求めます。

請願事項

小中学校の給食費を無料にしてください。

紹介議員

宗田 裕之

市議会に提出された請願・陳情の審査状況

請願 第1号	義務教育に係る国による財源確保と、30人以下学級の実現をはかり、教育の機会均等と水準の維持向上、並びにゆきとどいた教育の保障に関する請願	令和元年6月11日 提出 令和元年6月20日 付託 令和元年6月21日 審査 令和2年6月12日 審査
審査の結果 : 継続審査（令和元年6月21日） 趣旨採択（令和2年6月12日）		
陳情 第8号	川崎市立南生田中学校の体育館への空調設備・シャワー設備の設置及び、格技室の新設または金工室の格技室への変更（空調設備含む）と外付けトイレ設備・シャワー設備の設置のお願いに関する陳情	令和元年5月16日 提出 令和元年5月20日 付託 令和元年8月2日 現地視察 令和元年8月23日 審査
審査の結果 : 趣旨採択		
請願 第5号	川崎市の図書館の振興にかかわる請願	令和元年10月7日 提出 令和元年10月11日 付託 令和2年2月14日 審査
審査の結果 : 不採択		
陳情 第25号	川崎市立橋高等学校屋外グラウンドの人工芝化に関する陳情	令和元年11月1日 提出 令和元年12月5日 付託 令和2年1月16日 現地視察 令和2年1月30日 審査
審査の結果 : 趣旨採択		
陳情 第39号	定時制教育を充実させるための陳情	令和元年12月16日 提出 令和元年12月18日 付託 令和2年2月13日 審査
審査の結果 : 不採択		

<p>請願 第13号</p>	<p>少人数学級の推進と小学校に英語専科教員の加配を求める請願</p>	<p>令和元年3月17日 提出 令和元年3月19日 付託 令和2年6月12日 審査 令和2年9月9日 取下げ書提出 令和2年10月6日 取下げ承認</p>
<p>審査の結果 : 継続審査 (令和2年6月12日) 取下げ : 承認 (令和2年10月6日)</p>		

<p>陳情 第67号</p>	<p>多摩区役所生田出張所仮庁舎に図書館開設を求める陳情</p>	<p>令和2年11月18日 提出 令和2年12月4日 付託 令和3年1月28日 審査</p>
<p>審査の結果 : 不採択</p>		

<p>請願 第20号</p>	<p>子どもたちが安心して学べる少人数学級を求める請願</p>	<p>令和2年12月14日 提出 令和2年12月17日 付託 令和3年2月12日 審査</p>
<p>審査の結果 : 不採択</p>		

<p>陳情 第73号</p>	<p>川崎市の図書館の充実と今後のあり方に関する陳情</p>	<p>令和2年12月15日 提出 令和2年12月17日 付託 令和3年1月28日 審査</p>
<p>審査の結果 : 不採択</p>		

<p>陳情 第80号</p>	<p>コロナ感染症から学校と教育を守ることを求める陳情</p>	<p>令和3年2月12日 提出 令和3年3月2日 付託 令和3年5月26日 審査</p>
<p>審査の結果 : 不採択</p>		

請願 第24号	少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書提出の要請に関する請願	令和3年6月2日 提出 令和3年6月10日 付託 令和3年6月11日 審査
審査の結果 : 不採択		

請願 第27号	川崎市独自の少人数学級推進を求める請願	令和3年12月16日 提出 令和3年12月21日 付託 令和4年1月27日 審査
審査の結果 : 不採択		

陳情 第123号	川崎市電・トロリーバスを復元保存・活用に関する陳情	令和4年5月30日 提出 令和4年6月16日 付託 令和4年9月2日 取下げ書提出 令和4年10月7日 取下げ承認
取下げ : 承認		

請願 第29号	少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書採択の要請に関する請願	令和4年6月7日 提出 令和4年6月16日 付託 令和4年6月17日 審査
審査の結果 : 不採択		

陳情 第131号	市民館・図書館の管理・運営の考え方に関する陳情	令和4年6月24日 提出 令和4年6月29日 付託 令和4年8月26日 審査
審査の結果 : 不採択		

陳情 第132号	「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」における図書館への指定管理者制度導入についての陳情	令和4年6月24日 提出 令和4年6月29日 付託 令和4年8月26日 審査
審査の結果 : 不採択		

請願 第34号	川崎市内の園児・児童・生徒の健全な成長、発達、発育のためマスク着用の制限緩和、教育活動及び教育現場の改善を求める請願	令和4年6月27日 提出 令和4年6月29日 付託 令和4年8月31日 審査
審査の結果 : 継続審査		

陳情 第138号	学校におけるマスク着用に関する陳情	令和4年6月28日 提出 令和4年9月14日 付託
審査の結果 : 審議未了廃案		

陳情 第143号	川崎市教職員待遇改善に関する陳情	令和4年9月5日 提出 令和4年9月14日 付託 令和4年11月24日 審査
審査の結果 : 不採択		

請願 第43号	少人数学級と教員不足の解消で子どもたちが安心して学べることを求める請願	令和4年12月15日 提出 令和4年12月21日 付託
審査の結果 : 審議未了廃案		

陳情 第164号	学校における「黙食」の緩和を求める陳情	令和4年12月28日 提出 令和5年2月28日 付託 令和5年3月13日 審査
審査の結果 : 継続審査		

陳情 第165号	別居家庭における児童虐待等を防止するための教育現場対策に関する陳情	令和4年12月28日 提出 令和5年2月28日 付託 令和5年3月13日 審査
審査の結果 : 不採択		

<p>陳情 第169号</p>	<p>市立学校で長年にわたり正規職員同様に働き続けている「非正規学校事務職員」（臨時的任用職員）の無期雇用転換を求める陳情</p>	<p>令和5年2月13日 提出 令和5年2月28日 付託 令和5年3月13日 審査</p>
<p>審査の結果 : 不採択</p>		

<p>請願 第46号</p>	<p>学校給食費の無料化を求める請願</p>	<p>令和5年2月16日 提出 令和5年2月28日 付託 令和5年3月13日 審査</p>
<p>審査の結果 : 不採択</p>		

陳情第138号

令和4年 6月28日

川崎市議会議長 橋本 勝 様

多摩区在住者

学校におけるマスク着用に関する陳情

陳情の要旨

学校において、児童・生徒だけではなく、教職員、保護者についてもマスクを外すことを前提とすることをお願いいたします。

マスクを外すのは、運動中・登下校時、身体的距離が確保できるときという条件の下ではなく、学校生活全般において、マスクを着用しないことを求めます。

陳情の理由

新型コロナウイルス感染症が発生してからの2年以上、学校において、児童・生徒、教職員、保護者はマスクの着用を義務付けられてきました。

令和4年6月10日付けで、文部科学省より各都道府県教育委員会などに対し、運動中や登下校時はマスクを外すように指導を徹底することを求める通達が出されていますが、その後の登下校時の児童・生徒たちの状況を知るべく、学区内の通学路を回ったところ、気温の高い日でも数人の児童が顎にマスクをかけている以外は、皆一様にマスクを着用していました。

長い期間、マスクを着用するように言われ、それが当然になってしまった児童・生徒は、苦しいと感じていたとしても、マスクを容易に外すことができなくなっているようです。

「もうずっとマスクをしているから、マスクを外した顔を友達に見られたくない」と言う児童・生徒も多数存在し、マスクを外すことに抵抗や不安を感じているようです。

マスクを着用することで起こる弊害については、多くの専門家も警鐘を鳴らしています。

マスク着用により息苦しくなることで口呼吸になると、汚れた空気が加温されることなく気道を通り肺へ直接送られるため、感染症にかかりやすくなり、免疫も下がってしまいます。

また、口内細菌が増加することで、誤えん性肺炎になる危険性も高まります。

さらに、酸素の摂取量が減少する口呼吸では、脳に十分な酸素が供給されず、集中力も低下します。

既に危険視されている熱中症についても、既に30度を超える暑さの日も増えてきており、そのような環境の下で、児童・生徒がマスクを外せないという状況は、とても危険です。

令和4年6月8日には、気温が21.8度とそれほど高くない日にも関わらず、兵庫県で児童が救急搬送されていますが、このこともマスク着用が無関係であるとは思えません。

また、マスクを着用し続けると、マスクが湿り雑菌が繁殖するため、とても不衛生です。

以上のことから、マスクを着用することで、かえって不健康な状態を招いてしまうのであれば、マスクを着用する必要性が感じられません。

感染症予防対策も大切ではありますが、学校において最も大切なことは、児童・生徒の心身の健康と安全を守ることではないでしょうか。

新型コロナウイルスの感染状況を確認しますと、10代とそれ以下の年齢層では、死亡者数も重症者数もごく僅かであり、このことから、過度な感染症対策は不要ではないかと思われれます。

また、新型コロナウイルス感染症は、感染する人もいればそうでない人もいて、症状の程度も人それぞれ違います。これについては、年齢も関係しているとは思いますが、それ以上に個人の免疫や生活習慣といったものに左右されるのではないのでしょうか。マスクの着用や除菌、身体的距離の確保だけが感染症対策ではないと思います。

本来学校は、児童・生徒が貴重な体験をしながら多くのことを習得し、成長できる大切な場であるはずですが、子どもがほとんど重症化することもない感

感染症のために、在学中にしか経験できない行事などが中止または縮小になり、多くの制限を掛けられ、学校で出会う友達や先生の表情全てを見ることもできず、給食やお弁当の時間に会話もできないことは、児童・生徒の心身の負担が大きく、健全に成長する機会を奪われていると思えてなりません。

2年以上、マスク着用を義務付けられた児童・生徒に対し、教員が「マスクを外しましょう」と伝える程度では、マスクを外すことは難しいと思います。教員がマスクを着用していたら、なおさらです。

また、マスクを外してよいのは、会話をしないときや身体的距離が確保できるときといった条件付きのものにしてしまうと、児童・生徒がマスクを外すことは難しくなると考えられます。

児童・生徒の心身の健康と安全を守り、学校生活を純粹に楽しんでもらうために、まずは大人である教職員・保護者がマスクを外し、マスク着用の危険性を伝えていくことが大切だと思います。

運動中や登下校時、身体的距離が確保できるときといった条件の下ではなく、学校生活全般において児童・生徒はもちろん、教職員、保護者もマスクを外すことを前提とするよう、お願いいたします。

請願第 43号

令和4年12月15日

川崎市議会議長 橋本 勝 様

多摩区在住者

ほか 9,339名

少人数学級と教員不足の解消で子どもたちが安心して学べることを
求める請願

請願の趣旨

本市では、小学4年生以上の約24%、中学生の約64%が36人以上の過密学級で学んでいます。コロナの感染拡大が繰り返される今、子どもたちが一番長い時間を過ごす教室が「密」な状態は、一刻も早く解消しなければなりません。そもそも、OECD平均である20人程度の学級に比べ、学級規模が大き過ぎます。少人数学級による学級規模の縮小が不可欠です。

国の少人数学級の計画的な整備では、令和7年（2025年）までかけて、やっと小学校6年生までの35人学級が実現しますが、中学校での実施は決まっています。多くの自治体が進めているように、本市でも独自の少人数学級を中学3年生まで実施することを求めます。

「教師不足」問題が広がっています。学校現場では、病気休職や産休・育休などの代替教職員が見つからず、他の教職員や管理職が授業等を行うなど、深刻な実態があります。正規教員の採用人数を減らし、非正規教員を増やしたため、代替の先生が確保できなくなっているのです。

また、長時間労働のため、睡眠時間5時間未満の教員が20%という現状は危機的です。

行き届いた教育を実現するためには、必要な教員を配置し、教職員の働き方を改善することを求めます。

子どもたち一人一人が尊重され、自分らしく成長していける場としての学校。教職員が自分の健康や家族を犠牲にすることなく、自らも成長できる場としての学校。そんな学校にしていくために、以下の請願をいたします。

請 願 事 項

- 1 本市で30人以下学級を目指し、当面36人以上の過密学級を無くすこと。
- 2 教職員の欠員を無くし、長時間労働を無くすこと。

紹介議員

宗 田 裕 之